

社援発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知）により、当該事業の基準及びその運用が定められているところですが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

**【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について」**  
 (平成13年7月23日社援発第1276号)

下線部分は改正部分

>

改 正 後	現 行
<p>社援発第1276号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日)</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について</p> <p>標記の事業（以下「無料又は低額診療事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額診療事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。</p>	<p>社援発第1276号 平成13年7月23日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について</p> <p>標記の事業（以下「無料又は低額診療事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額診療事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、<u>本通知は、第三の1を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準と</u></p>

して発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

第一 (略)

第二 (略)

第三 今後における指導監督

1・2 (略)

3 社会福祉法人で、本基準により今後無料又は低額診療事業を行うことが不相当であると認められるものについては他の法人への切り替えを指導すること。

4 (略)

記

第一 (略)

第二 (略)

第三 今後における指導監督

1・2 (略)

3 社会福祉法人で、本基準により今後無料又は低額診療事業を行うことが不相当であると認められるものについては他の法人への切り替えを指導すること。この場合、定款準則にかかわらず、残余財産等は事業の性格その他を考慮して社会福祉法人以外のものをその帰属主体とする特別の措置を考慮する方針であるので、その定款変更認可申請書の進達に際して、あらかじめ当局に相談されたいこと。

4 (略)